住宅改造助成申請書

申請日：　　　年　　月　　日

芦　屋　市　長　　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 芦屋市　　　　　町　　　　番 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日　生まれ　（満　　　歳） |
| 電話番号 |  |
| 申請者区分 | □身体障害者手帳の交付を受けている人

|  |  |
| --- | --- |
| 手帳番号 | □兵庫県　□兵阪南　□（　　　 　　　）第　　　　 　　　号 |
| 手帳情報 | 等級：　　 種　　 級 ／ 交付日：　　　　　　　年　　月　　日 |
| 障 害 名 |  |

 |
| □療育手帳の交付を受けている人

|  |  |
| --- | --- |
| 手帳番号 | 兵庫県　第　　　　　 　号　／次期判定：　　 年　　月 ・ 否 |
| 手帳情報 | 等級：　　　　　　 　／ 交付日：　　　　　　年　 　月 　　日 |

 |
| 改造箇所 | □浴室・洗面所･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□便　　　　所･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□玄　　　　関･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□廊 下・階 段･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□居　　　　室･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□台　　　　所･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□そ　 の　 他･･･（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 改造理由 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |
| 物件の概要 | 物件の所有 | □自己所有　　□借家　　□公営住宅　　□その他（　　　　） |
| 物件の所在 | 芦屋市　　 　　町　　　　番 |
| 物件の構造 | □木造　　階建　 □共同住宅　　階建　 □その他（　　　　） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯状況 | 氏 　 名 | 続柄 | 職業 | 氏 　 名 | 続柄 | 職業 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 以上のとおり、住宅改造助成を申請します。なお、この住宅にかかる課税及び所得状況を本市において調査されることに同意します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | ◎住宅改造工事図面◎付近見取図及び工事前写真◎工事費見積書◎工事承諾書（借家・公営住宅の場合は添付のこと）◎所得・収入の証明となるもの（□に✔印の入ったもの）　　□　　　　年度分の市民税の課税証明　　□　　　　年度分の確定申告書　　□　　　　年度分の源泉徴収額票　　　　 |

 ※上記の添付書類をこの申請書と併せて提出してください。

　　 ※以下は、記入しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生計中心者 | 氏　　名 |  （続柄） |
| 収入の状況 | □給与収入のみ8,000,000円以下　□給与収入以外の所得6,000,000円以下 |
| 課税の状況 | 　　　　年度分市民税　　　□非課税　　□均等割　　□所得割 |
| 　　　　年度分所得税　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 階層区分 | □A（3/3）　□B、C（9/10）　□D（2/3）　□E（1/2）　F（1/3） |
| □上記の内容を　　　　　年　　　月　　　日、現地調査した結果、助成することが適切であると認めます。□適切であると認められません。（理由）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　調査員　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| □助成決定額　　￥　　　　　　　　　　　－（積算根拠）　　　　　　　　　　　　円　 ×　　　　　 　　　　＝　　　　　　　　　　円　　　　　（工事費見積額100万円以上は100万円　　×　助成率　－　自己負担額　＝助成額　※1,000円未満切捨て）①　居宅生活動作補助用具対象者は８０万円を上限として決定額の算定をすること。②　居宅生活動作補助用具対象者以外の者で補助率が３／３の場合、全体の工事費の１割か、２万円のどちらか少ない方の額を自己負担として差し引くこと。 |